

学生用手引き

## 静岡県立大学学生支援企画 『学びのための緊急給付金』

### 1 企画の概要

静岡県立大学では、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入が大幅に減少したり、感染拡大防止のため行動制限などを余儀なくされてアルバイト収入が減少したりして、経済的な困窮により、大学等での修学の継続が困難になっている学生に対して、静岡県「大学生等学びの継続支援事業」を活用し、現金を支給する事業を実施します。

### 2 募集時期

令和4年6月9日から令和4年7月4日

### 3 支給金額

一律5万円

### 4 支給対象者

静岡県立大学・大学院・短期大学部に在学している人のうち①から③のいずれかに該当し、支給を希望する者

① 高等教育修学支援新制度（以下、「新制度」という。）の給付型奨学金受給者

② 次のア、イのいずれかに該当する者であり、大学が認める者

ア 日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金の利用者

イ 新制度の給付型奨学金の利用者であって入金停止中の者

③ 次のいずれも満たす者であって大学が認める者

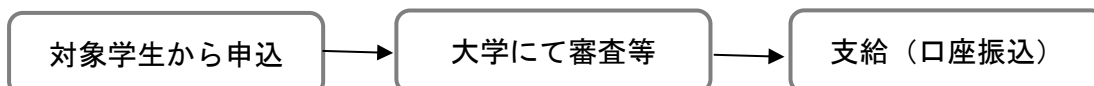
ア 原則として、自宅外で生活している（自宅で生活する者についても、経済的に家庭から自立している大学生等は含まれる）

イ 家庭から多額の仕送りを受けていない

ウ アルバイト収入に大きな影響を受けている（アルバイト収入が得られない。アルバイト収入は増加又は一定水準であるが、家庭の経済状況が悪化したこと等により修学が困難になっている状態）

支給を希望する者は、必要書類等を提出する（詳細は項目8）。

### 5 支給の流れ



## 6 支給方法

支給を希望する者（申請者）である本人名義の口座に振り込みます。本人名義の口座が無い人は、給付金の申込みまでに利用できる口座を開設してください。

### 【取扱いができない金融機関】

本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

## 7 給付金の支給日

令和4年7月末（一部の学生は8月末）

申請後、大学での選考を経て、振込手続きを進めます。支給の決定についての通知はしません。口座への振込をもって、支給決定の通知とします。

## 8 支給対象者の要件等

上記4の対象者について、以下の要件を満たすこととし、申請内容を踏まえて大学で対象者を決定します。

### (1) 支給対象者①に該当する場合

新制度の給付型奨学金受給者は区分を問いません。申請書に必要事項を記載の上、申請書、預貯金通帳の写し（口座番号等の情報がわかるもの）及び別紙1「誓約書」を提出して下さい。別紙1「誓約書」のチェック欄は、①以外はチェック不要です。なお、下段にある署名等は忘れずに記載してください。

### (2) 支給対象者②のいずれかに該当する場合

申請書に必要事項を記載の上、申請書、預貯金通帳の写し（口座番号等の情報がわかるもの）及び別紙1「誓約書」を提出して下さい。別紙1「誓約書」のチェック欄は、②以外はチェック不要です。なお、下段にある署名等は忘れずに記載してください。

### (3) 支給対象者③に該当する場合

申請書、預貯金通帳の写し（口座番号等の情報がわかるもの）、別紙1「誓約書」及び別紙2「補助資料」を提出し、次の要件を確認してください。

ア (③のア) 自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態をいい、申請にあたっては、アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い証明書類、住民票の写しなど自宅外通学である証明書類を提出してください。

イ (③のア) 自宅で生活している者について、経済的に家庭から自立している大学生等とは、あなたが生計維持者のもとで生活しているが、授業料などを自ら支払ったり、光熱水費など生計維持者に一定の額を支払っていたりした上で、食費など生活に係る生活費をすべて自分で賄っている状態をいい、申請にあたっては、申請書の「3.申し立て事項」にその理由を記載してください。

ウ (③のイ) 家庭から多額の仕送りを受けていないとは、仕送り総額が年間100万以上（授業料及び入学料を含まない）を受けていないこととし、1年生は、令和4年度1年間の予定額、2年生以上は、令和3年度1年間の仕送り総額を別紙1に記入してください。申請にあたっては、預貯金通帳の写し（仕送り額がわかるもの）を提出してください。

エ (③のイ) 家庭から多額の仕送りを受けていないとは、今後、家庭の収入減少等により、

家庭からの支援が期待できない場合も対象とします。この場合、申請書の「3. 申し立て事項」欄にその状況を記載してください。

オ (③のウ) 新型コロナウイルス感染症の影響等で想定していたアルバイト収入が得られない場合は、申請書の「3. 申し立て事項」欄にその状況を記載してください。

カ (③のウ) アルバイト収入が増加又は一定水準に達しているものの、家庭の経済状況が悪化したことにより修学の継続が困難になっている場合は、申請書の「3. 申し立て事項」欄にその状況を記載してください。

## 9 支給対象者の選考

上記4の③については以下の要件を参考に、必要に応じて選考を行い、支給対象者を大学で決定します。

### ○要件

- ・大学独自の授業料減免制度
- ・ひとり親家庭
- ・多子世帯
- ・日本学生支援機構以外の奨学金の給付又は貸与利用者
- ・日本学生支援機構以外の奨学金の給付又は貸与不採用者
- ・その他経済状況

## 10 申込手順等

### (1) 提出書類

希望する者全員が提出するもの

申請書、預貯金通帳の写し（口座番号等の情報がわかる箇所をコピーする）

別紙1「誓約書」

必要に応じて提出するもの

別紙2「補助資料」、申請を証明する書類

### (2) 提出先

学生室（草薙、小鹿どちらでも受け付ける）、短大学生室

### (3) 提出方法等

持参又は郵送

※郵送の場合 〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52-1

静岡県立大学学生室「学びのための緊急給付金」担当宛

### (4) 提出期限

令和4年7月4日（月）必着

## 11 申請に関するQA

Q1 大学院生は、給付の対象になりますか。

A1 対象になります。

Q 2 留学生は、給付の対象になりますか。

A 2 対象になります。対象者の要件③に該当する場合は、申請書と【別紙1】及び【別紙2】に必要事項を記入の上、必要書類を添付して申請してください。

Q 3 研究生は、給付の対象になりますか

A 3 対象になりません。本事業に係る補助金は正規生数に応じて交付されています。

Q 4 日本学生支援機構の奨学金を受けていますが、何を提出すればよいですか。

A 4 申請書、別紙1「誓約書」、口座情報が確認できるコピーを提出して下さい。

Q 5 日本学生支援機構に申請中です。対象となりますか。(今後申し込む予定の者も含む)

A 5 対象となります。申請の受理が確認できた段階で、給付対象者として、大学で判断します。

Q 6 1年生(学部)ですが、高等教育修学支援制度の受給者が分かりません。

A 6 高校在学時に予約を済ませている者や令和4年度に大学に入学してから申込みをした者は、いずれも対象となります。なお、まだ採用決定通知を受け取っていない場合や家計急変などにより急遽申込みをした場合も認定を受ける予定がある者として対象となります。(学部2年生以上も同様)

Q 7 現在、1年生でアルバイトを予定していましたが、見つかっていません。アルバイト収入が減少したと証明できません。申込みはできますか。

A 7 申込みできますが、生活の状況を確認しますので、【別紙1】の該当欄にチェックをし、申請書「3. 申し立て事項」に状況を記載して提出してください。

Q 8 大学の授業の一環として実施される実習先からアルバイト禁止等を求められています。実習が長期にわたるため、アルバイト収入を得られない状況にある証明ができません。申込みはできますか。

A 8 申込みできますが、生活の状況を確認しますので、【別紙1】の該当欄にチェックをし、申請書「3. 申し立て事項」に状況を記載して提出してください。

## 12 問合せ先

学生室(担当 大城)

短大学生室(担当 高橋)

質問などはメール ([gakus8@u-shizuoka-ken.ac.jp](mailto:gakus8@u-shizuoka-ken.ac.jp)) にて、お問合せ下さい。